

第 1 2 回

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合併協議会

会 議 録

平成 1 5 年 6 月 2 5 日開催

第12回 峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会

- ・日 時 平成15年6月25日(水)午後1時30分から午後2時36分
- ・場 所 久美浜町 J A 京都丹後久美浜支店
- ・出席委員 (47人)
 - 1号委員 濱岡六右衛門会長、吉岡光義副会長、増田桂一委員、吉岡秀男委員、中江宏樹委員、有田光亨委員、上田博之委員、本城克一委員、梅田耕之助委員、大下道之委員、行待実委員、辻征一郎委員
 - 2号委員 平井涉委員、小森潔委員、荒田寛康委員、久江晶夫委員、田茂井誠司郎委員、清水勇委員、植垣齋紀委員、森行雄委員、石河良一郎委員、三崎政直委員、末次祥孝委員、奥野重治委員、浅田武夫委員、瀬川善磨委員、吉岡豊和委員、大下倉禎介委員、田中一委員、小谷毅委員
 - 3号委員 太田俊輝委員、中山力委員、養父秀是委員、石河武委員、荒田ケイ委員、阿部智子委員、梅田和男委員、下田喜六委員、佐々木正二郎委員、戸石育代委員、梅田直一委員、植野真知子委員、行待佳平委員、奥田圭介委員、美王恵次郎委員、川畔明美委員、加瀬康夫委員
- ・欠席委員 (3人)
 - 櫛田恵里子委員、沖田康彦委員、中井幹晴委員、
- ・次 第
 - 1 開会宣言
 - 2 議 事
 - (1) 議決事項
 - ・議案第1号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会決算について
 - (2) 協議事項
 - ・協議第1号 8 地方税の取扱いに関する事(その2)
 - ・協議第2号 11 条例、規則の取扱いに関する事
 - ・協議第3号 13 一部事務組合等の取扱いに関する事
 - ・協議第4号 14 使用料及び手数料の取扱いに関する事
 - ・協議第5号 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事
 - ・協議第6号 19-23 都市計画の取扱い
 - ・協議第7号 19-26 上水道等の取扱い
 - ・協議第8号 19-27 下水道等の取扱い
 - (3) その他
 - ・第11回合併協議会の会議録について
 - ・第13回協議会の日程及び議題(案)について
 - 日 程 (日 時)平成15年7月23日(水)午後1時30分から
 - (場 所)峰山町 総合福祉センター ホール
 - 議 題(案) ・主な協議事項
- 3 閉 会

傍聴者9人

濱岡会長

定刻になりましたので、只今から、第12回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を開催いたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。本日の会議につきましては、協議会委員50名中47名の御出席を頂いており、規約第10条第1項の規定によります「在任委員の過半数」を超えておりますので、本日の会議が成立していることを御報告させていただきます。

濱岡会長

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。議事の(1)「議案第1号 平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会決算について」でございます。協議会の決算につきましては、本協議会財務規程第7条の規定により、毎会計年度終了後協議会の決算書を作成し、協議会の認定を受けなければならないとなっております。昨年度の当協議会の決算書について、別添のとおり作成し、本日提出させていただくことになりましたので、よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

併せて、当決算につきましては、去る6月4日に協議会監査委員の監査を受けましたので、本日、松本、真柴両監査委員に、ご出席いただき、後程報告をいただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、資料について、まず、事務局から、説明を願います。

事務局

議案第1号「平成14年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会決算」について、御報告させていただきます。

資料の1ページでございますが、歳入といたしましては、府補助金600万円、各町の分担金6,000万円、預金利子81円で、合計収入額は、66,000,081円でございます。歳出といたしましては、事業費として、35,957,501円、事務局費として、22,505,937円となっており、歳出合計58,462,898円でございます。従いまして、歳入歳出差引残額といたしましては、7,537,183円でございます。

資料の2ページ、3ページには、それぞれの明細を掲載させていただいておりますので、よろしくお願い致します。以上で、ございます。

濱岡会長

それでは、引き続き、監査委員に監査の報告をお願いしたいと思います。監査委員を代表して、松本監査委員様、よろしくお願い致します。

松本監査委員

監査委員の松本でございます。平成14年度合併協議会決算書(案)につきまして、去る6月4日に協議会事務所におきまして真柴監査委員と監査を実施いたしましたのでご報告申し上げます。

平成 14 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会決算報告、歳入予算現額 66,001,000 円、歳入調定額 66,000,081 円、歳入決算額 66,000,081 円、歳出予算現額 66,001,000 円、歳出決算額 58,462,898 円、歳入歳出差引残高 7,537,183 円、翌年度繰越額 7,537,183 円。

平成 14 年度峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会会計の歳入歳出決算については、適正、かつ、効率的に予算執行されており、計数は関係証拠書類等、諸帳簿と符合し、正確であることをご報告申し上げます。以上で監査報告を終わります。

濱岡会長

ありがとうございました。何かご質問がありましたらお受けしますが、ございませんか。

濱岡会長

それでは、議案第 1 号につきましては、以上のとおりでございますが、承認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、次の議題に移りたいと思います。ちょっと順序を変えさせていただきまして、最初に建設・産業小委員会の田茂井委員長から報告をお願いしたいと思いますので、「協議第 6 号 項目番号の 19-23 都市計画の取扱い」について、を議題といたします。それでは田茂井委員長さん、お願いいたします。

建設・産業小委員会 田茂井誠司郎 委員長

建設・産業小委員会委員長の田茂井でございます。私事で順序が変わり、大変申し訳ありませんが、建設・産業小委員会の報告からさせていただきます。「協議第 6 号 都市計画の取扱い」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。

本項目につきましては、本年 5 月 23 日の第 15 回小委員会で提案され、同日と今月 6 月 11 日の第 16 回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

「都市計画」とは、都市計画法に定められておりますとおり、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備等に関する計画で、良好な都市環境を備えた機能的な都市を作り出すことを目的としており、都市計画が定められますと開発行為の規制等さまざまな制限があります。都市計画事業は、原則として市町村が知事の認可を受けて施行するものであり、現在 6 町の中では、峰山町と網野町の 2 町で定められております。

まず、番号 1 の「都市計画のマスタープラン」でございますが、両町とも作成されておられません。従いまして、「新市に移行後、住民の皆さんの意見を反映させながら、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、マスタープランを作成する」といたしました。

次に、都市計画の区域区分であります、「都市計画税」の項目で説明がありましたとおり、現在峰山町の全域と網野町の一部が指定されておりますが、当面現行のまま新市に継承し、新市において市域全体を検討する中で、新たな都市計画の区域の検討を行うことといたしました。

番号3の「都市公園」につきましては、峰山町の峰山総合公園と峰山途中が丘公園、網野町の八丁浜シーサイドパークの3箇所がございます。これらにつきましても、現行のまま新市に継承することとし、規定に相違のある使用料につきましては、基本的には現行のとおりとし、網野町につきましては、新市の道路占用料徴収条例に基づく額と同額とすることといたしました。

さらに、番号4の「都市下水路」につきましては、峰山、網野両町に都市下水路がありますが、網野町のみ条例を制定し占用料を徴収しておりますので、新市において新たに条例を制定することといたしました。

委員会では、計画的なまちづくりの必要性、都市計画についてのメリット、デメリット等について勉強もし、いろいろと質問、意見交換を行いました。その重要性は各委員とも認識を同じにしているところでありまして、峰山町と網野町以外の4町の住民の方にも、十分な合意をとっていただくよう、新市で慎重な審議をお願いすることとし、最終的に調整案のとおり確認したものであります。

以上で、簡単ではありますが、協議第6号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます

濱岡会長

ありがとうございました。それでは協議第6号につきまして、御意見がありましたらお願い致します。

濱岡会長

ございませんか。ないようでありますので、「協議第6号 都市計画の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第6号については、確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移ります。協議第7号 項目番号の19-26 上水道等の取扱い」について、を議題といたします。所管の田茂井委員長から、報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井誠司郎 委員長

それでは、「協議第7号 上水道等の取扱い」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、昨年7月の第4回小委員会と本年1

月～6月までの合計8回の小委員会において、協議の上、確認されたものであります。項目が多数ございますので、概略の説明とさせていただきますが、本項目の中で最も議論になりましたのが、住民の皆さんに直結する料金の問題でありました。この料金の問題につきましては、本年1月の小委員会で提案され、6月まで合計7回、小委員会で議論を重ね、確認したものでございます。

上水道関係につきましては、6町の中では、3つの形態で各家庭に供給されており、「上水道」は、峰山町、大宮町、網野町、丹後町の4町で、「簡易水道」は、峰山町以外の5町で行われ、さらに、「飲料水供給施設等」は、大宮町、丹後町以外の4町で行われております。これらにつきまして、各町の料金単価には大きな差異があり、さらに各町の中でも相違が見られているのが現状であります。加えて、加入金、分担金も、相違があります。

水道料金については、同一市内、同一料金とすることが望ましいわけでございますが、各町の料金の格差が大きすぎる現状の中で、小委員会では、今後の運営方法や将来の料金体系等について、いろいろと質問や意見が出され、専門部会での検討と小委員会での協議を重ねることとなりました。

その結果として、第11回の小委員会で、「水道料金は、上水道と簡易水道を切り離して検討するなど、現状を考慮されるとともに、市町村合併に求められる行政コストの削減に努められたい」との意見を確認し、専門部会に料金の検討を要請し、第13回の小委員会で、料金の考え方として、現行の収入をほぼ確保することを前提として、網野町の体系を基本とした統一料金を設定し、簡易水道については、上水道料金を基本にそれぞれ超過料金を20円安い額に設定する、という案が出されました。その際、現行料金と著しい差が生じる地域については、4年間で統一する激変緩和措置の提案もなされました。

さらに第14回の小委員会では、合併後の上水道等の事業の収支見込により、今後の経営状態などについて検討し、第15回の小委員会において、簡易水道の基本料金と定額地区の料金をさらに100円下げた修正案が出され、激変緩和期間についても、いろいろと議論し、資料に記載の地域について、合併後4年目で統一するというところで、今月の第16回小委員会で確認となったものであります。

住民の方々の生活に直結するものであり、現状の料金格差が非常に大きいものでありますので、議論に議論を重ねましたが、事業の安定を確保していくとともに、合併を機に、経営努力を一層行い、コストの削減を目指し、合併によるデメリットを極力小さくして、メリットを出していく方向で、最終的に確認したものであります。

以上で、簡単ではありますが、協議第7号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

丹後町 瀬川善磨委員

簡易水道の緩和措置の件ですが、先程の報告の中で、4年間で緩和措置を達成するんだという報告があったわけですが、この調整結果を見ますと平成16年度が30%、17年度が

20%、18年度が10%ということで3カ年が載っておりますが、平成19年度は50%の削減ということになるのでしょうか。

建設・産業小委員会 田茂井誠司郎 委員長

今、50%と申されたわけですが、激変緩和措置はお手元の資料とおり1年目が30%、2年目が20%、3年目が10%と減らしていくということで、4年目に50%ということではなく、ゼロになるということで、同じ料金になるわけでありませう。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので「協議第7号 上水道等の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第7号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。協議第8号 項目番号の19-27「下水道等の取扱い」について、を議題といたします。所管の田茂井委員長から、報告をお願い致します。

建設・産業小委員会 田茂井誠司郎 委員長

それでは、「協議第8号 下水道等の取扱い」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、先程の「上水道等の取扱い」と併せて、昨年7月の第4回小委員会と本年1月～6月までの合計8回の小委員会において、協議の上、確認されたものであります。

項目が多数ございますので、概略の説明とさせていただきますが、本項目の中で議論になりましたのが、「上水道」と同様に、料金の問題でありました。この料金の問題につきましては、本年1月の小委員会で提案され、6月まで合計7回、小委員会で議論を重ね、確認したものでございます。

下水道関係につきましては、6町の中では、2つの形態で事業が行われており、「公共下水道」として、丹後町、弥栄町を除く4町で、「農業及び漁業集落排水事業」として、峰山町と網野町以外の4町で行われております。

下水道につきましては、上水道と密接に関係していることから、セットにして協議・検討を重ねさせていただきました。調整結果については、峰山・大宮公共下水道事業の料金を基に、水量制による統一料金とし、資料に記載の地域については、合併後4年目で統一す

るという激変緩和措置をとることいたしました。

下水道は、住民の方々の生活に直結するものであり、また、公衆衛生や今のライフスタイルに合わせた生活環境づくりについて、いろいろと議論を重ねまして、事業の安定を確保し、施設整備を早期に図っていくとともに、合併を機に経営努力を一層行い、コストの削減を目指し、合併によるデメリットを極力小さくして、メリットを出していく方向で、最終的に確認したものであります。

以上で、簡単ではありますが、協議第8号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第8号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

網野町 末次祥孝委員

網野町の末次です。先程の水道と一緒に激変緩和で4年間でということ、先程何も言いませんでしたが、町が一つになるということは当然そういう形で負担増も出てくる、減も出てくるということを前提にやるべきではないかという自分自身の考え方がありますので、いろいろな論議はされたことと思いますが、一つだけ聞かせていただきたいと思えます。先程も4年間で調整するという、その4年間という意味がどういう意味なのかがありましたら、私は、住民負担を考えるなら多少やむを得ないかなと思っていますが、出来ることならもっと早く出来ないものかという部分も持っておりますので、その点をお聞かせ願いたいと思えます。

濱岡会長

4年間と言いますが、4年目には一緒になるということで、正味は3年間です。

網野町 末次祥孝委員

3年、4年ということではなく、やはり1年でも早くすべきではないのかと。もともとは最初からスタートすべきだという考えを持っていますので、その3年というものがどういふ根拠になっているのかお聞かせ願いたい。

建設・産業小委員会 田茂井誠司郎委員長

料金体系と共に、その問題が、ある意味で言いますと、小委員会でのいろいろな議論を呼んだところではありますが、委員ご承知のように、水道料金の格差は大変大きいものがあつたということが一つ大前提にあつたわけでありまして、できるだけ早く統一ということが、新市の一体性、或いは公平性の面から必要だということは小委員会でも十分認識があつたんですが、あまりにも料金の格差が大き過ぎたということで、そのへんの配慮が、地域に住まれる委員の中から強く出されました関係もありまして、慎重審議の結果、4年目で統一するというので、最終的に全員が、全町の委員に合意をしていただいたということでありまして、その辺の経過についてはご賢察いただきたいと思えます。

濱岡会長

実は、上下水道の他にもかなり額の違うものがございまして、それについても、このような方向をとったわけございまして、ある程度ご理解をいただきたいと思っております。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようございまして、それでは、「協議第8号 下水道等の取扱い」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第8号については、確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題に移らせていただきます。「協議第1号 項目番号8 地方税の取扱いに関すること(その2)」について、を議題としたいと存じます。最初に、所管の総務・企画・議会小委員会の平井委員長から報告をお願いします。

総務・企画・議会小委員会 平井 渉委員長

総務・企画・議会小委員会委員長の平井でございます。「協議第1号 地方税の取扱いに関すること(その2)」についての、小委員会での協議経過を報告させていただきます。「地方税の取扱いに関すること(その1)」につきましましては、本年3月26日の第9回の協議会で確認されたものでありますが、残りの都市計画税等の未協議の部分について、今回、(その2)として提案されているものでございます。

本項目につきましては、本年5月20日の第17回小委員会で提案され、同日と先週6月17日の第18回小委員会で協議の上、確認されたものであります。

まず、左端の番号1~6は、「都市計画税」についてであります。現在、6町の中では、峰山町の町内全域と網野町の網野、浅茂川、下岡、小浜の地域が都市計画区域として設定され、都市計画税が課税されております。その取扱いについて、税率が、峰山町は、100分の0.11、網野町は、100分の0.2と異なっております。

合併に伴い、1つの市となることにより、現在の都市計画の見直しが必要となりますが、この見直しに当たっては、審議会の開催や住民の皆さんへの説明、合意のほか許認可等の手続きなど、合併後、数年が必要となります。また、現状のまま、現行の区域について、税を徴収することについては、市域の中で新たな不均衡が生まれることとなります。

従いまして、調整結果といたしましては、「税率は、一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定するものとする」といたしました。委員の皆さん

からは、一旦ゼロにすることによる減収の影響、都市計画税の用途などについて、いろいろとご意見、ご質問がございましたが、やはり、合併後の市域全体の均衡を保つ視点から、調整結果のとおりで確認したものであります。

また、番号7は、「半島振興法に係る固定資産税の不均一課税の取扱い」ですが、現在、特例を設けている5町について、都市計画税との関連で、初年度の税率に差がある、という状況であります。

調整結果といたしましては、「大宮町の例により、一元化に調整の上、新市に移行する」といたしました。

以上で、協議第1号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。ないようでございますので、それでは、「協議第1号 地方税の取扱いに関すること(その2)」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第1号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第2号 項目番号の11 条例、規則の取扱いに関すること」を議題とし、所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井 渉委員長

それでは、「協議第2号 条例、規則の取扱いに関すること」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、先週6月17日の第18回小委員会で提案され、協議の上、確認されたものであります。

現在、6町には、条例、規則、告示などの例規と言われるものが、合計で2,614件あります。これらにつきましては、6町ほぼ同様の内容のものから、1町だけで制定されている独自なものまで様々であります。合併いたしますと現在の町自体がなくなりますので、全て失効、つまり、なくなります。

条例の制定につきましては、本来、議会の議決が必要となりますが、新市発足の日に、議会の開催が出来ませんので、新市スタートの日から必要となります最小限の条例等につきましては、地方自治法の規定により、新市の市長職務執行者が専決処分により制定し、施行することとなります。

また、これまで事務事業の調整の中で確認された事項につきましても、例規に反映して

いく必要があり、新市における事務事業に支障をきたさないようにするため、調整結果にありますとおり、「各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障を来さないよう次の区分に基づき整備する。」とし、3つの区分に整理を行うことといたしました。

まず、(1)の「合併と同時に即時制定し、施行させるもの」でございますが、これらは、市役所の位置を定める条例、市役所の組織条例など市役所の運営等に関するものや、市民税、国民健康保険、介護保険、公共下水道など日々の市民生活に係るもの、さらに、各公共施設の運営に係るものなど、法律上必要とされているものや、市民の権利、利益を保護するため、空白期間を置くことが許されないもの。また、合併協議会で発足時から施行することを協議済みの「美しいまちづくり条例」などがあり、現在、約240の条例を予定しております。

次に、(2)の「合併後、逐次制定し、施行するもの」とは、「議案の提出権が首長にない条例や各行政委員会等の規則や、告示などで合併時に制定し施行することが困難なものなど」でございます。

最後に、(3)の「暫定措置として、一定の地域に施行するもの」でございますが、これは、「峰山町工業振興条例」や「大宮町の工場誘致に関する条例」など、新市において一本化する必要がありますが、新市長の政策判断が必要であり、新市としての条例が制定されるまでの間暫定的に、旧町の条例を新市発足後も引き続き適用する必要があるもので、現在のところ7本の条例を予定しております。以上、調整結果のとおり、確認いたしました。

以上で、協議第2号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第2号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

網野町 奥野重治委員

網野町の奥野でございます。ただ今の説明にありました、次の区分に基づき整理することですけれど、空白が許されない、即時制定しなければならない条例が240ほどあるというご説明でした。この240くらいというのは、もうすでに、必要な条例の項目は、選択といいますか整理されているのかどうかという点についてお尋ねしたいと思います。

総務部会 池田部会長

総務部会長の池田と申します。ただ今お尋ねの、いわゆる専決処分として合併と同時に施行していくその条例の中身でございますが、ただ今リストアップをしている段階でございます。約240件ございますが、この中では、それぞれの町に独自であるものを、一つの条例にまとめるという作業も必要になる、そういう条例もございますし、とりあえず拾い上げた件数が240件くらいというものでございますので、具体的な作業につきましては、ただ今最中といいますか、具体的にはこれからということになるかと思っております。以上でございます。

網野町 奥野重治委員

今、お聞きしたんですが、そういうものを整備していくということが、何か、ありきでやっておられるという感じに、批判される方がおられると思うんですね。6つの町のもを一つにまとめるとして、その240を整備するのにどのくらい日にちがかかりますか。この条例の整備ということについては、この合併の協議の中身からずっと入り込んだものではないのかと、今説明をお聞きしていて思いまして、改めてお尋ねするわけですが。

総務部会 池田部会長

条例の整備等につきましては、どちらにしましても合併が決定次第、合併の期日までに全て整える必要がございます。また、どういう条例かということにつきましては、合併までにそれぞれの議会で報告するようなことも考えられますので、それまでに整理をするよう頑張っていきたいと考えておりますので宜しくお願いします。

濱岡会長

今から、期日ぎりぎりくらいかけて、やっと間に合うか間に合わないかということなので、先ほど言われました「ありき」の問題と関連しますと、逆に合併が決まった場合、この事務をしていなければ、条例も何もないということになるわけで、そのことはあり得ないということで、ご理解をいただきたいと思います。

網野町 奥野重治委員

質問をさせていただいた趣旨は、この協議事項以外のところで質問させていただこうと思っていたんですが、いろいろな動きのある中で、新聞報道などを見ると、合併の議案等がいつ提出されるかという時期が読めなくなってきたと個人的には思っている訳です。そういう中で、条例がないと仕事ができせんので、240ある条例の調整がどの程度の時間、日にちが必要なのかということを感じまして、質問させていただきました。各町が出来るということだったら安堵するわけですが、それはまだ読みきれていないという返事だったと受け止めさせていただきますので結構です。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、「協議第2号 条例、規則の取扱いに関すること」については、確認していただけますでしょうか。

<異議なし>

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第2号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第3号 項目番号の13 一部事務組合等の取扱いに関する
こと」について、を議題といたします。所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井 渉委員長

それでは、「協議第3号 一部事務組合等の取扱いに関すること」についての、小委員会
での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、去る5月20日
の第17回小委員会で提案され、同日と先週6月17日の第18回小委員会で協議の上、確
認されたものであります。

一部事務組合とは、地方公共団体が、事務の一部を他の地方公共団体と共同して処理す
るために設置した団体のことであり、一部事務組合を構成する市町村が合併を行う場合に
は、脱退、加入等の手続きが必要となります。

現在、6町に関係する一部事務組合の分類につきましては、大きく2つに分かれまして、
1つ目といたしましては、6町もしくは6町の中の複数の町で設置しているもので、「丹後
広域消防組合、竹野川環境衛生組合、峰山・大宮公共下水道組合、竹野郡塵芥処理組合、奥
丹後養老施設組合」でございます。

2つ目は、6町以外の市町村と設置しているもので、「丹後地区広域市町村圏組合、京都
府市町村交通災害共済組合」など資料に記載のとおりのものでございます。

1つ目の、「6町もしくは6町の中の複数の町で設置している組合」につきましては、組
合を構成する町が合併して1つになりますので、「合併の日の前日をもって解散し、事務事
業、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐ」とこといたしました。

しかしながら、「奥丹後養老施設組合」につきましては、養護老人ホーム「満寿園」の施
設経営を共同で行うために昭和33年に6町で設置した組合で、近年の介護保険制度の発
足等、福祉を取り巻く環境が設置した時点と大きく異なってきており、福祉施設の経営も、
以前の公設公営で設置運営を行う時代から、民間のノウハウを経営に活かし、より良い施
設運営を行っていく時代が変わってきております。

従いまして、そのような方向で社会福祉法人等の運営に切り替えることを念頭に、調整
結果といたしましては、「合併の前日をもって解散することとし、債務については、新市に
引き継ぐこと」といたしました。

2つ目の、「6町以外の市町村と設置している組合」ですが、これらは、「一旦、合併の
日の前日をもって脱退し、新市発足日に、新市として加入すること」といたしました。

小委員会では、この調整案に対して、今後の方向性を明確にされたい。京都市町村職
員退職手当組合への掛金への影響等の御意見が出されましたが、協議の上、確認いたしま
した。以上で、協議第3号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第3号につきまして、御意見がありましたら
お願い致します。

丹後町 佐々木正二郎委員

只今の件で、一部事務組合の内、丹後広域消防組合に関係することですが、調整案では合併の前日をもって解散し、新市に引き継ぐと説明がありました。6町の消防団につきましては、町の組織を上げて伝統ある消防団を築き、操法におきましても全国大会に出場するほど大変優秀な消防団であると認識しております。そこで、新市に引き継ぐ場合、消防団の事務を市で所管するのか、或いは消防本部で担当するのか、その方向付けが出ていましたらお聞きしたいと思います。

濱岡会長

すいません。まだ組織決定をしていないので、もう少し協議が先になりますのでお待ちいただきますように。

丹後町 佐々木正二郎委員

議案に関連があるということでご理解をいただきまして、地域住民の皆さん方の声を真摯に受け止めていただきたいという願いから、要望をしたいと思います。案件としましては、竹野川分遣所に消防車を配置していただきたいという要望であります。仮に宇川地区で火災が起ったと仮定しますと、現在では網野分署から消防車が出動するというので、かなりの時間が係っています。そのことは、皆さん方も想像していただければ、ご理解いただけるかと思えます。これは、私の町だけでなしに、例えば大宮町でもそんな状況があるのではないかと思います。つまり消防署なり分署から遠いところにつきましてはそんなふうに思えます。丹後広域消防組合が誕生し、竹野川分遣所がスタートしましてから、足掛け15年が経過しています。この間、組合議会の中におきまして、何回かこの問題が取り上げられておるはずですが、しかも、取り上げられずに、一向にらちがあかないと言うか、改善策が見受けられていません。丹後町におきましては、人口が年々減少し、若い人たちが都市へと流出し過疎化が一層進む中で、消防団員の確保は年々厳しく、特に昼間における消防力の低下は、現実の姿であります。

今、まさに合併の説明会が行われようとしていますが、この説明会におきまして、多くの住民の皆さんから、是非竹野川分遣所に消防車を置いてほしい。そんな強い要望なり願いが出ています。新市移行後速やかに、安心して安全なまちづくりを進める立場からも、是非検討していただきたい。そんなふうに要望して終わります。

濱岡会長

ご意見というより、要望の時間になってしまいましたが、いつも検討していることでございまして、未だに丹後町には出来ていないということなんですが、今後の検討課題でございまして、協議会の方で併せて検討というのは難しいと思いますので、新市に十分意見は引き継いでおくようにしますので、宜しく願いをいただきたいと思えます。

弥栄町 吉岡豊和委員

それでは、奥丹後養老施設組合満寿園の件につきましてお伺いいたします。調整結果では、合併の前日をもって解散し、債務については新市に引き継ぐと書いてあります。先ほ

どの委員長の説明でも民営化とも言われていますけれど、今後の運営主体の、民営化の決定ですか、既設法人に引き継がれるとかいう話も聞いていますが、今後の動向はどのようになりますかお尋ねします。

濱岡会長

今、何社か施設運営をやっておられるところに公募して、決定していきたいと思っておりますので、まだどこかということは決定しておりません。

弥栄町 吉岡豊和委員

公募したいということですけど、いつ頃どんな方法で行われる予定ですか。

濱岡会長

今、申し上げましたように、方向付けは報告のとおりさせていただいたんですが、条件など詳細についてはもう少し決定しておりませんので、基本の部分についてだけ、今日報告させていただいたということでございます。

大宮町 石河 武委員

ただ今のご質問に関連するわけですが、奥丹後養老施設組合の関係が、はっきり表に出していただいて、今の会長さんのご答弁にありましたように、公募されるということではありますが、これは結構なことだと思っておりますけれど、財務内容の関係で触れたいと思いますのは、債務については新市に引き継ぐと単純に表現してあるんですが、今日まで各6町でそれぞれ出捐金と言いますか、全部拠出されて運営されていたこの施設の、累積債務がどんなことになっているのか、補填されているので累積というものはあまりないかもしれませんが、新市になるのは一年ほど先のことですが、その場合予想される債務額が如何ほどになりますのか、もしお聞きできましたらお知らせ願いたいと思います。

事務局

施設に関りまして、今まで改修をさせていただきました部分で、約7千万円あまりの借入債務が残っておりますのと、もう一点は、今回解散をいたしますと、退職金の支払い、一部事務組合に係る職員の退職金の支払いという債務が発生します。これは、その時点で詳細な確認をしないと正確な数字にはなりませんけれど、今の概算数字でいきますと、8千7百万円程度、従いまして約1億5千万円程度の債務というのが、残る想定になります。以上です。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、それでは、「協議第3号 一部事務組合等の取扱いに関すること」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございます。それでは、協議第 3 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第 4 号 項目番号の 14 使用料及び手数料の取扱いに関する事」について、を議題とし、所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井 渉委員長

それでは、「協議第 4 号 使用料及び手数料の取扱いに関する事」についての、小委員会での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、先週 6 月 17 日の第 18 回小委員会で提案され、協議の上、確認されたものであります。

各施設の利用や保育所、福祉、水道等のサービスに係る使用料と各種の証明、許認可等に係る手数料につきましては、今まで、各協議項目の調整の中で詰めてきておりますので、「それぞれの調整結果に基づき、新市において施行すること」といたしました。

なお、先程の「条例、規則の取扱い」の項目にも出ておりましたが、「条例により定める使用料及び手数料については、合併と同時に専決処分により、即時施行する。」こととしております。

また、「年度の関係で平成 16 年 3 月 1 日から 31 日までの使用料、手数料について、旧町の条例を適用する場合は、暫定施行とし、その地域に適用する。」ことといたしました。

以上で、簡単ではありますが、協議第 4 号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 4 号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので、「協議第 4 号 使用料、手数料の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 4 号については、確認していただきました。

濱岡会長

次の議題に移ります。「協議第5号 項目番号の16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事」について、を議題とし、所管の平井委員長から、報告をお願い致します。

総務・企画・議会小委員会 平井 渉委員長

それでは、「協議第5号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事」についての小委員会での協議経過について報告させていただきます。本項目につきましては、先週6月17日の第18回小委員会で提案され、協議の上、確認されたものであります。

現在6町で支出されております、各種団体への補助金、交付金等につきましては、6町合計で総務・企画関係が約90、民生・環境・福祉関係が約100、商工・観光関係が約30、農林水産・建設・水道関係が約70、教育関係が約80と大変多くのものでございます。

これら各種団体への補助金、交付金等については、各町において、交付に至る従来からの経緯や実情等がございますので、それらを十分考慮し、加えて、各事務事業の調整に係る協議会での確認内容も十分踏まえまして、現行の内容を尊重することといたしました。

ただし、同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、一元化に向けた調整を行うことといたしました。

なお、新市においては、自立的な地域振興を進める活動を積極的に支援していくことを基本とし、市域全体の均衡に配慮しつつ、調整を行うことといたしました。この方針に基づき、合併が決まりますと、各団体との調整を始めさせていただくこととなります。

小委員会では、一元化に向けた調整は何時までに行うのか。団体との調整には時間を要するので出来る限り早く調整をしてほしいなどの御意見、ご質問を頂きましたが、最終的に、調整案のとおり、確認したものでございます。

以上で、簡単ではありますが、協議第5号に係る小委員会での協議経過の報告とさせていただきます。

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第5号につきまして、御意見がありましたら、お願い致します。

濱岡会長

ございませんか。

濱岡会長

それではないようでございますので、「協議第5号 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事」については、確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、協議第 5 号については、確認していただきました。

濱岡会長

それでは、次の議題、(3) その他 に移らせていただきます。まず、「第 11 回合併協議会の会議録について」事務局から説明願います。

事務局

説明をさせていただきます。先月、5 月 28 日に開催させていただきました第 11 回合併協議会の会議録については、先に各委員に御照会させていただき、御意見を踏まえ再度作成いたしましたので、本日御確認していただきましたら公開することとさせていただきますと考えております。以上であります

濱岡会長

それでは、「第 11 回合併協議会の会議録について」は御確認していただけますでしょうか。

< 異議なし >

濱岡会長

ありがとうございました。それでは、前回の議事録については確認していただきました。次の項目について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、次の第 13 回の協議会の日程等につきまして、ご説明させていただきます。第 13 回になりますが、来月 7 月 23 日の水曜日、午後 1 時 30 分から峰山町の総合福祉センターの方でお世話になりたいと思います。当日までに調整させていただきました項目について、最終的なご提案をさせていただきますので宜しくお願い申し上げます。以上です。

濱岡会長

それでは、次回第 13 回の協議会の日程等については、よろしく願いいたします。

濱岡会長

本日用意させていただきました議事は全て終了いたしました。この際、何かご質問等がございましたらお願いします。

丹後町 佐々木正二郎委員

質問というわけではありませんけれど、1 つはお尋ねしたいということと、2 つ目は会長の思いと伺いますか、意見をお聞きしたいということです。一つ目ですが、昨年 11 月に合併の期日を 3 月 1 日にするということで確認されています。去る 5 月 28 日の合併

協議会の席上におきまして、市制移行の要件緩和を一年間延長しようとする動きが国においてあるということ副会長の方から説明がありました。場合によっては再協議し、平成16年4月1日に変更するかも分からないという説明があったように思います。今、私達が聞いている範囲では、交付税は10年間変わらない、合併後担保されるということで、確認された3月1日の交付税と、変更があるかも分からないという副会長の思いから仮に4月1日に変更になった場合に、交付税の額が変わるのか変わらないのか。分かっていたらお聞きしたいと思います。

2つ目ですが、6町の中で住民請求の動きがあると聞いていますし、新聞でも見せていただきました。委員の一人として非常に興味を持っておりますが、この動きはさらに広がるのではないかと、そんなふうにも考えます。この時期になりますと、今後の協議会の日程がどうなるのかといった不安があるわけですが、そのへん、会長の思いといたしますが、考えをお聞きしたいと思います。

濱岡会長

最初の質問に対しては、振興局長から答えていただきます。

京都府 加瀬康夫委員

町村の交付税の算定をいたしております京都府の立場からお答えをさせていただきます。

交付税はご存知のように基準日というものがございまして、これは毎年4月1日でございます。従いまして、16年3月1日の合併の場合、もうすでに済んでいますが平成15年4月1日の時点では6町がありますので、算定はこれからされますが、そのままになりまして、市になった1ヶ月間は、算定見直しはありません。

その後10年間の保障がございましてけれども、そのスタートが16年からになりまして25年まで、その後激変緩和措置が26年から30年ということになりまして、平成31年からそういうものが一切なくなります。

市になるのと町との大きな差は、生活保護等社会福祉関係で事務が移管されます。従いまして、交付税の町村分は現在京都府がやっており京都府に算入されておりますが、これを市の方に算入替えすることになります。この経費の他にも社会福祉費、或いは高齢者保健福祉費といった経費が市の方へ移ります。これは大変大きく、生活保護費は平成14年度の算定ベースで基準財政需要額を計算しておりますけれども約3億7千万円。残りの2つの項目も合わせますと約5億7千万円になります。平成15年度は市の期間は12分の1ではありますが、参入されません。

仮に平成16年4月1日に合併の日を切替えますと、年度によって額は違いますが、5億7千万円がいただけることになります。一方で住民投票の動きがございまして、この手続き等が遅くなり、例えば一ヶ月遅れたとしますと、この分がいただけない。11ヶ月は市だが町としての交付税しかいただけない。10年間と5年間の激変緩和は1年ずつずれます。当該年度分が4月1日でなければ4月2日でもだめです。1日遅れても町のカウントです。

10年間のカウントの仕方ですが、6つの町ですけど市になりますので、生活保護費などを算入する必要があるので、6つの市として算定すると、1市の算定をいたしまして、多い方を採用していただくことになります。おそらく、6市でカウントした方が得になり

ますので、そちらの数字が生きてくると思います。これが保障されるという意味の内容です。以上です。

濱岡会長

住民投票を求める運動は、まず一番に私の町で出してもらったんですが、その他でも動きはあるようでございます。ただし、今現在、各町で住民説明会を行っております。私の町でも第一回目を行いましたが、大変多くの方が来られて、それだけに住民の方々も関心を持っておられるので、予定通り粛々と進めていくという予定であります。

丹後町 浅田武夫委員

大変気になる点であります。特に、市民局に権限とか、或いは機能をというような案件が、特に支所が市民局になると機能というものがどうなるのか、皆さん一番気になる点であります。このあたりの件がいつ頃出されるのか、それから職員の身分、或いは給料に関することについて、併せていつ頃出されて、果たして間に合うのかどうか気になるのでお聞かせ下さい。

濱岡会長

遅くなっておりまして、誠に申し訳ありません。いつも協議をしている事項でございます。何とか早急にまとめていきたいと思っております。今、しばらくお待ちをいただきますようお願い申し上げます。

網野町 奥野重治委員

今の質問の件ですが、急いでいただきたいというのと、確かに慎重にお出しになろうという姿勢だと思いますが、やはりみんなの意見をざっくばらんにお聞きするというのも必要かと思えます。特に、庁舎体制、職員の身分の関係ということについては、重要なことの中でも重要だろうと思えますし、多くの方の意見を聞くということも必要ではないかと思えますので、早急に検討していただいて出していただきたいと希望いたします。

濱岡会長

他にございませんか。

濱岡会長

ないようでございますので、これをもちまして、第 12 回峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会を終了いたします。長時間にわたり、熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。ご苦労様でした。

以上で終了